（市町村に係る十二月分の算定方法）

第三条　各市町村に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第六号の額の合算額に、第三号の額から第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と第二号の額の合算額から第五号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

一　次に掲げる額の合算額

イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定の方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　その年の一月一日から十月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）のため当該市町村の区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業（森林災害復旧事業を除く。）及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費の合算額に〇・〇二を乗じて得た額 二　その年の一月一日から十月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額
二　大火災があつたこと。	前年度の一月一日から当該年度の十月三十一日までの間に発生した火災で次の表の上欄に掲げる人口（国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によつて調査した人口をいう。以下別の定めがある場合を除き同じ。）による市町村の区分に従い、一回の火災によりそれぞれ下欄に掲げる世帯数以上の世帯がり災（小損を除く。以下本号中同じ。）したものについて、当該火災の対策のために市町村が要した経費又は一二一、〇〇〇円（次の表の下欄に掲げる世帯数の五倍以上の世帯がり災した場合にあつては、一三三、〇〇〇円）に当該世帯の数を乗じて得た額のうち、いずれか少ない額の合算額とする。

項目	額
り災世帯数	二三、五〇〇円
全壊家屋の戸数	一六九、四〇〇円
半壊家屋の戸数	八四、八〇〇円
浸水家屋の戸数	床上　四、八〇〇円 床下　二、七〇〇円
農作物被害面積（ヘクタール）	六、八〇〇円 （ただし、農作物の作付面積に対する被害面積の割合が三〇パーセントを超えるものにあつては九、六〇〇円）
死者及び行方不明者の数	八七五、〇〇〇円
障害者の数	四三七、五〇〇円

（市町村に係る十二月分の算定方法）

第三条　各市町村に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第六号の額の合算額に、第三号の額から第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と第二号の額の合算額から第五号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

一　次に掲げる額の合算額

イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定の方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　その年の一月一日から十月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）のため当該市町村の区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業（森林災害復旧事業を除く。）及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費の合算額に〇・〇二を乗じて得た額 二　その年の一月一日から十月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額
二　大火災があつたこと。	前年度の一月一日から当該年度の十月三十一日までの間に発生した火災で次の表の上欄に掲げる人口（国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によつて調査した人口をいう。以下別の定めがある場合を除き同じ。）による市町村の区分に従い、一回の火災によりそれぞれ下欄に掲げる世帯数以上の世帯がり災（小損を除く。以下本号中同じ。）したものについて、当該火災の対策のために市町村が要した経費又は一二〇、〇〇〇円（次の表の下欄に掲げる世帯数の五倍以上の世帯がり災した場合にあつては、一三一、〇〇〇円）に当該世帯の数を乗じて得た額のうち、いずれか少ない額の合算額とする。

項目	額
り災世帯数	二三、五〇〇円
全壊家屋の戸数	一六九、四〇〇円
半壊家屋の戸数	八四、八〇〇円
浸水家屋の戸数	床上　四、八〇〇円 床下　二、七〇〇円
農作物被害面積（ヘクタール）	六、八〇〇円 （ただし、農作物の作付面積に対する被害面積の割合が三〇パーセントを超えるものにあつては九、六〇〇円）
死者及び行方不明者の数	八七五、〇〇〇円
障害者の数	四三七、五〇〇円